

平成31年度

沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金

公募要領

【受付期間】

(受付開始) 平成31年1月7日(月)

(締切) 平成31年2月7日(木)

10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜(祝日を除く)

(※17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。)

特に、受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。)

【公募申請書提出先及び問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課国際室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館

(098)866-1731

(佐久本、安慶田、比嘉)

※ 本公募要領は、内閣府沖縄総合事務局HPの『平成31年度「沖縄国際物流拠点活用推進事業」の公募及び説明会について(http://www.ogb.go.jp/keisan/3842/181218_01)』からダウンロードできます。

平成31年1月

内閣府

目 次

ページ

1. 制度の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助事業の流れ	3
4. 補助対象経費	3
(1)物品費 (2)人件費・謝金 (3)旅費 (4)試作品・サービス開発費 (5)販路開拓費 (6)その他 (7)補助対象経費全般にわたる留意事項	
5. 補助事業期間と補助金額等	7
6. 応募手続き等の概要	7
(1)受付期間 (2)提出先(問い合わせ先)等 (3)提案書類 (4)その他応募に関すること	
7. この事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務	9
8. 財産権の帰属等	11
9. その他	11
【表1】提出書類	13
【表2】審査項目	14

1. 制度の目的

この事業は、先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業及び沖縄で付加価値を付ける物流事業に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄から搬出する製品を増やし、もって沖縄の国際物流拠点の活用を一層推進することで沖縄の産業の振興に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 日本の法律に基づいて設立された法人又は日本に拠点を置く個人事業者であること。なお、複数の事業者による共同体による申請も可能ですが、その場合は幹事事業者を決定し、幹事事業者が代表して申請します。また、参画事業者(幹事事業者と共同して事業を実施する事業者をいいます。)と主体的に協働するための具体的なスキームや組織体系等を備えていることが、幹事事業者との契約等において確認できること。
- (2) 「沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金の交付を受ける者として不適当な者」として、補助対象者(参画事業者を含む。)が次の①から⑩のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑥ 暴力的な要求行為を行う者。
 - ⑦ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - ⑧ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - ⑨ 偽計又は威力を用いて本補助金担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
 - ⑩ その他、上記⑥～⑨に準ずる行為を行う者。

(3) 国際物流拠点(那覇空港、那覇港、中城湾港新港地区)を活用して製品を県外へ搬出する、「先進的(注1)かつ沖縄の特色を生かした(注2)ものづくり事業」、または、「沖縄で付加価値を付ける(注3)物流事業」を行う者であること(注4)。なお、既存事業の単なる設備拡充は対象になりません。

(注1) 「先進的」とは、沖縄において新規性のある事業を指します。なお、新規性は、提供する製品、提供方法、製造方法、ターゲットとする市場など、様々な要素を勘案します。

(注2) 「沖縄の特色を生かした」とは沖縄の地理的優位性、気候条件、地域資源等の活用など、沖縄での事業実施が他地域と比して優位性を有することを指します。

(注3) 「沖縄で付加価値を付ける」とは、例えば①加工、分包、検査、修理等の工程や、②受発注業務の実施など特色ある在庫管理、③新たな物流システムの構築、等により沖縄において通常の物流機能に付加的な要素を加え、沖縄発の貨物とすること(単なる積替えに該当するものを除く。)を指します。したがって、「物流事業」については、輸送・保管・荷役等を主たる事業として行う場合に限らず、幅広い事業を対象とします。

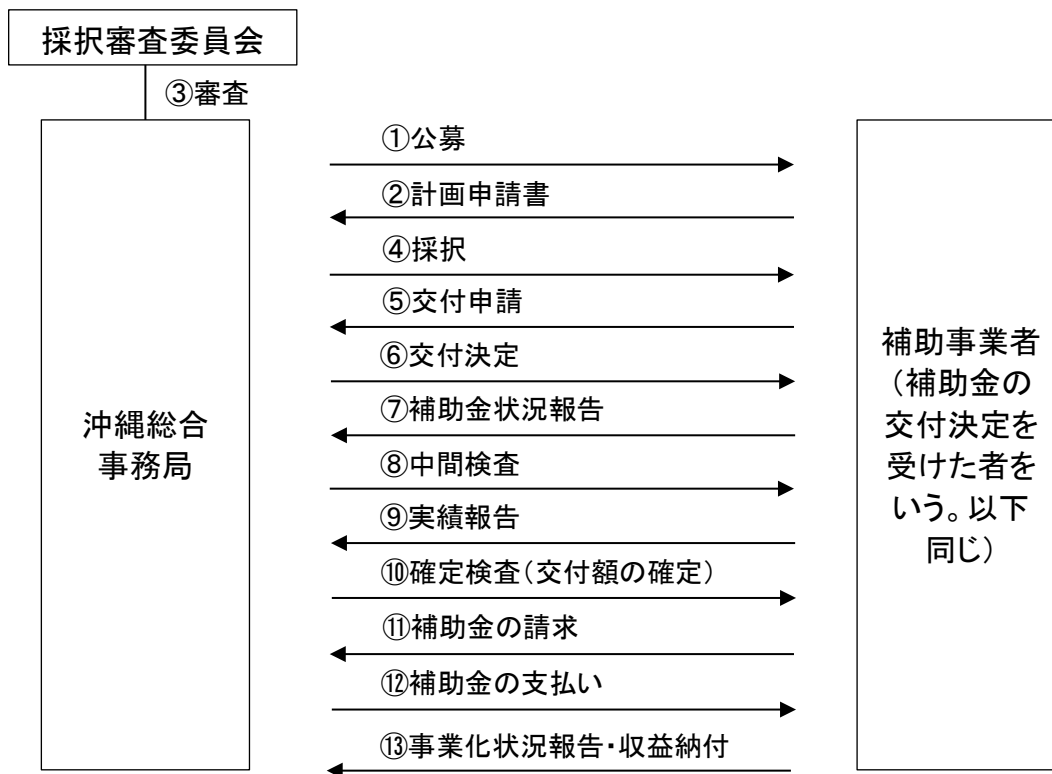
[注3の例]

- ・全国から生鮮品等を沖縄に集約し、保冷施設内で保管、検品等の工程を行い、鮮度を維持した状態で県外に供給する事業
- ・各国販社が在庫していた部品を、沖縄でメーカー在庫として一括管理し、発注に応じて即座に県外の各拠点に供給する事業(パーツセンター)
- ・保守パーツ等を沖縄で一括管理し、顧客からの修理依頼に即座に対応し、県外に供給する事業(リペアセンター)
- ・全国の農水産品・加工品を沖縄に集約し、搬出先に応じた前処理(加工・冷凍等)を一括して行い、県外に供給する事業(セントラルキッチン)
- ・製造事業者が、県産品を中心に強固な物流網を持つ商社、ビッグデータを活用して現地ニーズの分析を行う IT 事業者等と連携し、新たに沖縄県産品の県外への販路を開拓する事業

(注4) 事業内容に応じて、「先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業」と「沖縄で付加価値を付ける物流事業」のいずれかの適切な分類により申請してください。

なお、いずれの分類により申請した場合であっても、分類によって審査で優劣が生じることはありません。

3. 補助事業の流れ



4. 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

なお、補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものに限りま

※ 補助対象経費の計上にあたって不明な点については、沖縄総合事務局にお問い合わせください。

(1) 物品費

① 機械装置費

この事業の遂行に必要な機械装置の製作、購入、改修、改造及びその設置に要した経費。

※ この事業の目的以外の用途に係る機械装置費は補助対象外です。なお、汎用性があり、目的外使用になり得るものについては、この事業の目的にのみ使用する場合に限り計上できます。

② 附属設備費

この事業の遂行に必要な内装等の建物に附属する設備及びその設置に要した経費。

※ 建物自体の建築費は計上できません。

- 購入した物品は善良なる管理者の注意をもって管理(善管注意義務)し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければなりません。
- 物品の設置場所については、補助事業者(又は参画事業者)のいずれの場所に設置しても構いません。
- 中古品の購入は、価格設定の適正性が明確である場合を除き補助対象となりません。

(2)人件費・謝金

(3)人件費

1)従事員費

この事業に直接従事した者の人件費。

※ 個人事業主や法人の役員であっても、補助事業に直接従事するのであれば計上は可能ですが、金額の算定にあたっては、実際の支給額ではなく、役員（個人事業主）以外の従事員への支給基準に基づき、合理的に算出する必要があります。

※ この事業以外の事業と兼務している場合は、この事業に従事している割合を合理的に算出する必要があります。

※ 原則として、従業員が従事する場所は沖縄県内に限ります。沖縄県外で従事する者の人件費を計上する場合は、従事場所が沖縄県内であるか県外であるかを明示的に区分した上で計上し、県外従事者の当該補助事業への直接的な関連内容を、計画申請様式の別紙3「経費明細表」に記載してください。

2)補助員雇上費

従事員費に計上される者以外で、この事業に補助的な立場で直接従事した者の雇用に係る経費。

- 人件費は、実際の支給額（基本給のほか、賞与、諸手当を含む。）に基づきます。ただし、支給額の算定が合理的な基準に基づかない場合は対象とならない場合があります。
- 人件費は、補助事業に直接従事した時間のみが対象となります。

④謝金

この事業の遂行に必要な専門家からの助言・技術指導等を必要とする場合に支払われる謝金に係る経費。

(3)旅費

⑤旅費

この事業の遂行に必要な従事員、補助員及び専門家の旅費、滞在費及び交通費（海外旅費も含む。）。

※ グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。

※ 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。

(4)試作品・サービス開発費

⑥原材料費

この事業で販売を予定している製品又は提供を予定しているサービスの開発に必要な試作品に係る原材料等の購入に要した経費。

⑦外注費

この事業で販売を予定している製品又は提供を予定しているサービスの開発に必要な設計、加工、検査及び調査等を外部に依頼した場合に外注先に支払う経費。

- 試作品を製品として販売した場合は、販売した試作品に係る原材料費や加工等に要した外注費は計上できません。(設計、調査等の製品と共通する外注費については計上できます。)

(5)販路開拓費

⑧広報費

この事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター等の広告媒体等の作成及び活用に要した経費。

⑨コンテンツ製作費

この事業の遂行に必要な製品の販売又は広報のためのインターネットコンテンツ等の制作に要した経費。

⑩展示会等出展費

この事業で販売を予定している製品等を展示会等に出展するために要した経費。

- この事業に係る製品の販売又は広報を目的としたものが対象であり、単なる会社のPRや他の製品の販売等に要するものは計上できません。

(6)その他

⑪賃借料

この事業の遂行に必要な土地、建物、機械装置及び器具備品等の賃借に要した経費。

⑫運送費

この事業の遂行に必要な機械装置、原材料、製品等の運送に要した経費。

⑬会議費

この事業の遂行に必要な会議の開催に要した経費。

※ 会議において提供した茶菓等の飲食費は計上できません。

⑭事務費

この事業の遂行に必要な消耗品費等、上記①から⑬に該当しない経費について、「人件費」の10%を上限として計上できます。

※ 使途の透明性を確保し、適切な執行を行うとともに、その内容について説明できるようにした上で、支出に係る証拠書類を保存しておいてください。

(7)補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。
- 交付決定日前の発注、購入、契約等に係る費用
 - 飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る費用
 - 不動産の購入費
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のために弁護士に支払う費用
 - 収入印紙
 - 振込等手数料(代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上(覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要)で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。)
 - 公租公課(ただし、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)については、11ページの「9. その他(1)」を参照のこと。)
 - 還付制度のある海外付加価値税
 - 各種保険料(展示会等出展、この事業で購入した機械装置備品に係るものを除く。)
 - 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
 - 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
 - 沖縄総合事務局等による検査、評価等への対応に係る費用
 - この事業の目的以外の用途に係る経費(この事業の目的以外の用途と共通する経費を含む。)
※汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、パソコン、プリンタ、自動車等)については、この事業の目的にのみ使用する場合に限り計上できます。
 - 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 参画事業者、又は実質支配下にある会社から調達する場合、利益排除を行い、原価で計上する必要があります。同様に、自社調達を行う場合にも、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。
- ③ この事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、合計50万円(税抜き)又は事業者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

5. 補助事業期間と補助金額等

補助事業期間	1年度
補助金額	補助事業あたり 2億円以下
補助率	2/3以内

- 応募時点で申請のあった補助金の合計額と、実際の補助金額は異なる場合があります。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。

6. 応募手続き等の概要

(1) 受付期間

受付開始:平成 31 年1月7日(月)

締 切:平成 31 年2月7日(木)

時間:10:00～12:00、13:30～17:00/月曜～金曜(祝日を除く。)

(2) 提出先(問い合わせ先)等

- 提出先は、沖縄総合事務局経済産業部商務通商課(表紙に記載)となります。
- 提出は、郵送等(締切日必着)又は持参とし、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。
- 17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。特に受付最終日は混雑が予想されますので、持参される場合は時間に余裕をもってお越してください。

(3) 提出書類

- 提出書類は、本公募要領による計画申請様式を必ずご使用ください。計画申請様式は内閣府沖縄総合事務局HPの『平成31年度「沖縄国際物流拠点活用推進事業」の公募及び説明会について(http://www.ogb.go.jp/keisan/3842/181218_01)』に掲載されています。
- 提出書類は、片面印刷(A4版)したものと13ページの【表1:提出書類】で指定する書類の電子媒体を格納したCD-R(DVD-R)を提出してください。電子媒体は審査に使用しますので確実に所定のファイルを格納した上で提出してください。
- 申請書下中央に通しページ数を必ず記載してください。
- 封筒に「沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金申請書在中」と朱書きしてください。
- 提出いただいた書類は、返却いたしかねますのであらかじめ御了承ください。

(4)その他応募に関すること

① この事業との類似計画

- 同一企業が類似内容でこの事業以外の国・地方公共団体の委託事業や補助事業等に併願している場合には、重複して採択しません。

内閣府その他の府省庁、独立行政法人及び地方公共団体等による補助事業において、「過去5年以内に実施済み」、「現在実施中」、「現在申請中」又は「今後申請予定」のものうち、本提案内容と類似した事業内容と思われる又はそのおそれがあるものについては、【別紙①】類似計画等状況説明書を作成し、それぞれの相違点について説明してください。提案後に類似事業が発覚した場合は、採択や補助金交付決定等を取り消す場合があります。

② 審査方法・基準

- 沖縄総合事務局に設置する外部有識者等の採択審査委員会において、14 ページの【表2: 審査項目】で定める審査基準に基づいて審査を行います。
- 審査は一次審査(書面審査)、二次審査(プレゼンテーション)の二段階で行います。
- 必要に応じて、沖縄総合事務局等がヒアリング及び現場確認を行います。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。

③ 審査結果の通知

- 一次審査の結果は、一次審査通過者の決定後、沖縄総合事務局から申請者へ通知します。
- 二次審査の結果は、採択案件(補助対象予定者)の決定後、速やかに沖縄総合事務局から補助事業者へ通知します。
- 採択決定通知書の送付後に補助事業者に対して、交付申請の意思確認を行います。なお、意思確認時には、代表者までご確認いただく必要があります。

④ 採択案件の公表

- 採択案件の公表に際しては、計画名、事業概要、補助事業者名称等をホームページ等で公表します。
- 公表時期は平成 31 年4月上旬頃を予定しています。

7. この事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務

この事業に採択され補助金交付の決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、この事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又はこの事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に沖縄総合事務局長の承認を得なければなりません。
- (3) この事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) この事業の実施に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書を提出しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。なお、事業化等の状況の報告にあたっては、事業化状況報告書と併せて、【別紙②】国際物流拠点活用状況報告書及び【別紙③】雇用計画等進捗状況報告書を提出してください。また、補助事業者が事業化の状況を報告する際には、参画事業者における本補助事業に係る事業化等の状況についても調査した上で報告しなければなりません。
- (6) 事業化等の状況の報告により、補助事業者又は参画事業者に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他補助事業の実施を他に供与したことによる収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部を国に納付しなければなりません。(納付額は補助金額を限度とします。)

- (7) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用を増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、内閣総理大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分(補助金の交付の目的に違反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下同じ。)する必要があるときは、事前に承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。(納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度です。)
- (8) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。(納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度です。)ただし、試作開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(機械・設備等に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合には、事前承認を得ることにより納付義務が免除されます。
- (9) 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって、当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において、付加価値税の還付を受けた場合には、報告し、指示に従わなければなりません。
- (10) 交付申請にあたっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、一部の補助事業者は、消費税等仕入控除税額を含めて申請できます。(詳細は11ページの「9. その他(1)」を参照してください。)
- (注)消費税等仕入控除税額とは
- 補助事業者及び間接補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、この事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- (11) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (12) 補助事業の進捗状況確認のため、沖縄総合事務局等が実地検査に入ることがあります。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければなりません。また、この事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命

令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。

8. 財産権の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合には、その権利は補助事業者に帰属します。

9. その他

- (1) 補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等額の確定に伴う報告書を求めることとなります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入税額控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するために規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金清算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続き回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来たすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

- (2) 国からの補助金の支払いについては、通常は補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後に精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる(概算払い)場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

- (3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合には、当該確認ができない金額は補助対象外となります。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合(例:名義貸しなど)や【表2:審査項目】に記載する要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがあります。
- (5) 補助事業終了後、補助事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者に発表していただくことがあります。
- (6) 申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(7)の場合を除きます。)
- 審査及び審査に係る事務連絡、通知等
 - 採択された場合は、交付申請等の事務連絡、説明会の開催等に際し必要な連絡
 - この事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、追跡調査、アンケート調査等の連絡
- (7) 申請書類の情報については、沖縄総合事務局等で共有するほか、公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行うことがあります。
- (8) 補助事業において取得した設備等については、次の租税特別措置と併用することができません。
- ① 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
 - ② 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
 - ③ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- その他の租税特別措置との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。

表 1 : 提出書類

提出書類及び提出部数
<p>① 「補助事業計画申請書」 (正 1 部、写 1 0 部、合計 1 1 部)</p> <p>② 「別紙 1 - 1、別表、別紙 2」 (ものづくり事業) 補助事業計画書又は「別紙 1 - 2、別表、別紙 2」 (物流事業) 補助事業計画書 (正 1 部、写 1 0 部、合計 1 1 部)</p> <p>③ 「別紙 3」 (正 1 部、写 1 0 部、合計 1 1 部) 経費明細表</p> <p>④ 申請者 (参画事業者も含む) の決算書 (直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。必要に応じ、申請者及び参画事業者の個別注記表) (写 1 1 部) (上記の書類がない個人事業主、設立後 2 年未満の企業等は、決算書に準じるものとして事業計画書及び収支予算書を提出)</p> <p>⑤ 申請者及び参画事業者の事業概要が確認できるパンフレット、定款等の写し (1 1 部)</p> <p>⑥ 本公募要領の 2. 補助対象者 (1) の共同体 (P 1) で申請する場合、申請者及び参画事業者との間で締結した契約等が確認できる書類 (写 1 1 部)</p> <p>⑦ 上記②及び③のファイル (ワード、エクセル又は P D F) を保存した電子媒体 (C D - R) (1 部)</p>
<p>【注意事項】</p> <p>※用紙サイズは、原則として日本工業規格 A 4 判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに提出してください。</p> <p>※封筒等に「沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金申請書在中」と朱書きしてください。</p> <p>※左上 1 箇所をクリップ止め (ホチキス止め不可) してください。</p> <p>※写 1 0 部については、左肩に 2 つ穴を開けてください。</p> <p>※C D - R は、破損が無いようプラスチックケース等に入れてください。</p> <p>※提出書類の返却はいたしません。</p>

表 2 : 審査項目

審 査 項 目
<p>1. 基礎審査</p> <p>次の要件を全て満たすものであること。(ただし、ものづくり事業については④を除き、物流事業については③-1及び③-2を除きます。)</p> <p>1つでも要件を満たさない場合は、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。</p> <p>① 申請者が2. 補助対象者の要件に合致していること (P 1 参照)。</p> <p>② 国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する取組であること。</p> <p>③-1 沖縄において新規性がある取組であること (P 2 参照)。</p> <p>③-2 沖縄の特色 (優位性) を生かした取組であること (P 2 参照)。</p> <p>④ 沖縄で付加価値を付ける取組であること (P 2 参照)。</p> <p>⑤ 事業の妥当性・実行確実性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業において達成すべき目標が明確に示されていること。 ・ 事業計画が目標に照らして現実的・具体的であること。 ・ 資金計画及び収支計画が事業内容に照らして妥当であること。 ・ 事業を適切に遂行するために必要な体制及び経営資源 (技術力、実績・経験、ノウハウ、財務状況、人材等) を有していること。 <p>2. 加点審査</p> <p>(1) 対象事業としての有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「1. 基礎審査」に掲げる②から⑤までの各要件について、充足度合を評価します。 ※ ⑤については、特に事業計画全体 (補助事業年度のみならず次年度以降を含む計画) の観点から審査します。 <p>(2) 事業の成長性・持続可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業をめぐる環境 (市場動向、技術動向等) を踏まえ、事業の成長性等が見込まれること。 <p>(3) 雇用環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄での雇用増や給与待遇の改善等を行い、沖縄県民に直接裨益する取組[※]であること。 ※ 沖縄での雇用増、給与待遇の改善のほか、正規雇用化の促進、従業員の福利厚生の実施などの取組を指します。 <p>(4) 他の事業者に対するモデル性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連産業への波及効果並びに地域経済への影響等。 <p>※ 審査にあたっては、事業計画申請書の事業内容の各項目が、具体的・定量的な記載がされているかについても重要なポイントとなります。</p>